	_
地方自治法(昭和二	ポリ塩化ビス
万白	リ 七
治	塩化
法	ビ
<u>п</u>	フ
昭和	ユニ
	ル
<u>+</u>	ル廃棄物の適正な
	来物
年法律第十	0
律	適
第一	止
7	処
七	理
号)	0)
	な処理の推進に
	に
•	関
•	する
•	特
•	别
•	措
:	する特別措置法
•	_
•	平成
•	灰十
	十三年法律第六
•	年
•	法 律
•	第
•	天
•	ハ十五
•	岩岩
•	ٽ
•	•
	•
•	•
•	•
•	:
•	•
•	•
•	:
•	•
•	•
•	•
•	
18	1

0 0

◎ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

において同じ。)となったもの(環境に影響を及ぼすおそれの少なにおいて同じ。)となったものにおいて同じなったものにおいて同じないではなったものにおいて同じないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	(廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次項 物ルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が ニュスエニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビ 塩ニこの法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ 第二名(・1) (()) () () () () () () () () () () ()	章 罰則(第三十三条―第三十六条)章 雑則(第十八条―第三十二条)章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等(第八条―第十七条)章 総則(第一条―第七条)	│ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(新設) おいう。 おいう。 おいらん (環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定め	廃棄物処理法第 だフェニル、 この法律にお この法律にお	罰則(第二十四条—第二十七条 雑則(第十三条—第二十三条) 総則(第一条—第七条)	現 行 (平成十三年法律第六十五号) (() () () () () () () () ()

(事業者の責務) (事業者の責務) (事業者の責務) (事業者の責務)	「はいじフェニルを含む油のうち」これに含まれているホリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるものと、ポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるものと、オリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるものと、カリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入り、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では	て「ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、 大環境に影響を及ぼすおそれの少ないもの ち環境に影響を及ぼすおそれの少ないもの を除く。)をいう。 で「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」 で「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」 を除く。)をいう。
(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) 動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいう。 動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいう。2 この法律において「事業者」とは、第十三条を除き、その事業活	(新設)

(ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の責務)

び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。 エニル廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及第四条 ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者は、ポリ塩化ビフ

(国及び地方公共団体の責務)

という。) 「用製品(次項において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等」という。) 「用製品(次項において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かの適正な処理を確保するための体制の整備その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かの適正な処理を確保するための体制の整備その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物ので関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物ので関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物ので開する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使

- ければならない。

 リ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の理解を深めるよう努めなつ適正な処理の推進に関する国民、保管事業者、所有事業者及びポる国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実か

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画)

ビフェニル廃棄物処理基本計画」という。)を定めなければならな総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「ポリ塩化第六条 政府は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を

(ポリ塩化ビフェニルを製造した者等の責務)

(国及び地方公共団体の責務)

- なければならない。 実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努め廃棄物の状況を把握するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確2 都道府県は、当該都道府県の区域内におけるポリ塩化ビフェニル
- 製造者等の理解を深めるよう努めなければならない。 つ適正な処理の推進に関する国民、事業者及びポリ塩化ビフェニル3 国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実か

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画)

ル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため方針に即して、環境省令で定めるところにより、ポリ塩化ビフェニ第六条 環境大臣は、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本

7 6	5 .	4 3	Ī				2
本リリ	` 1 	し	六		四 三	그	定い
本計画の変更について準用する。 第三項から前項までの規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基リ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を公表しなければならない。 環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、ポ	ではイリンドの調和が保たときは、あらかじめ、経済産業大臣にときは、あらかじめ、経済産業大臣に	最危に正は、ペリュンドフェニンを乗物心理基本計画の象を作成、閣議の決定を求めなければならない。	な に 処 掲		(略) 進するために必要な措置に関する事項 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推	(略) (略) る基本的な方針 る基本的な方針 の確実かつ適正な処理の	定めるものとする。 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画には、次に掲げる事項をい。
ル廃棄物処理ればならない、遅滞なく、	も物しなり	の案を	棄物の	棄物の	計画	推進に	げ る 東
型 理 ぶ ポ	れたものでなけ 焼譲しなければ おお がん がん がん がん かん かん かん は がん かん	の案を作成	確実	の確実	的 に 推	推進に関す	事 項 を
(新設)	(新設)	(所设) (所设) おり塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を定め、又	かつ適正な処理の推進に関し必要な事項三前二号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確	新	二 (略) (新設)	一 (略) (新設)	定めるものとする。 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画には、次に掲げる事項をという。)を定めなければならない。 の基本的な計画(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画)

化ビフェニル廃棄物処理計画」という。)を定めなければならないフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画(以下「ポリ塩のる市の区域を除く。次項において同じ。)内におけるポリ塩化ビスエニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域第七条 都道府県又は政令で定める市(以下「都道府県等」という。 第

物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとす物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとすに従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準2

一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項

(略)

3

第二章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等

(保管等の届出)

い。 他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならな 他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならな の状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分 ころにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分 以下「保管事業者等」という。)は、毎年度、環境省令で定めると む。第二十六条第二項及び第三項を除き、以下同じ。)をする者(れる。

2

保管事業者は

前項の規定による届出に係る保管の場所を変更し

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画)

第七条 る。 物の確実かつ適正な処理に関し、 びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域 に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄 フェニル廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。 市の区域を除く。次項において同じ。)内におけるポリ塩化ビフェ 道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める ニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画 は、 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、 廃棄物処理法第五条の五第 都道府県又は政令で定める市(以下 次に掲げる事項を定めるものとす 項に規定する廃棄物処理計 「都道府県等」という。 環境省令で定める基準 (以下「ポリ塩化ビ i 画 及 (都

(略)

に関する事項ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確

3 (略)

第二章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等

(保管等の届出)

令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。 者等」という。)は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そ を含む。第十九条第二項を除き、以下同じ。)する者(以下「事業 第八条 事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分(再生すること

める場合は、 つ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定 てはならない。 この限りでない。 ただし、 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実か

(保管等の状況の公表)

第九条 前条第 況を公表するものとする。 都道府県知事は、 項の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状 毎年度、 環境省令で定めるところにより、

(期間内の処分)

第十条

る期間 フェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければな 棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定め 及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃 保管事業者は、 以下 「処分期間」という。)内に、その高濃度ポリ塩化ビ 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと

2 処分を終えた者は、 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル 環境省令で定めるところにより、 その旨を都道 廃棄物の (新設)

府県知事に届け出なければならない。

3 らない。 定にかかわらず、 以下「特例処分期限日」という。)までに、その高濃度ポリ塩化ビ フェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければな 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、 処分期間の末日から起算して一年を経過した日 第 項の規 (新設)

処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら

することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して 次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当

(保管等の状況の公表)

第九条 前条のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表する ものとする。 都道府県知事は、 毎年度、環境省令で定めるところにより、

(期間内の処分)

第十条 状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化 ならない。 ビフェニル廃棄物を自ら処分し、 事業者は、 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の 又は処分を他人に委託しなければ

(改善命令) (改善命令)	指導及び助言をすることができる。 エニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な第十一条 都道府県知事は、保管事業者に対し、高濃度ポリ塩化ビフ(指導及び助言)	和道麻県知事に届け出たこと 相道麻県知事に届け出たこと 相道の場所 一 一 一 一 一 の ら 濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び数量並びに 保管の場所 日 一 一 一 の ら 濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び数量並びに 保管の場所 日 一 一 一 の ら 濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び数量並びに 日 一 一 一 の ら 濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び数量並びに 日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
新設)	ない。 (譲渡し及び譲受けの制限) ない。 は、アは譲り受けてはならか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならい。 に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほ に表にし及び譲受けの制限)	(新設)

(新設)

(代執行)

第十三条 旨を、 等措置を講じ、 びその期限までに当該処分等措置を講じないときは、 れるときは、 ずることができる。 大臣又は都道府県知事は、 ェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり あらかじめ、 前条第一 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、 相当の期限を定めて、当該処分等措置を講ずべき旨及 当該処分等措置に要した費用を徴収することがある 項に規定する場合において、 この場合において、 公告しなければならない。 自らその処分等措置の全部又は一部を講 第二号に該当すると認めら 高濃度ポリ塩化ビフ 自ら当該処分 環境

- 込みがないとき。 等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見た保管事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分一 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命ぜられ
- を確知することができないとき。とする場合において、過失がなくて当該処分等措置を命ずべき者とする場合において、過失がなくて当該処分等措置を命ずべきる。

- 十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。 前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法(昭和1

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等)

か、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならに支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほ十七条(何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理(譲渡し及び譲受けの制限)	(承継) (承継) (承継) (承継) (承継) (承継) (承継) (承継)	とあるのは、「第 中「前項」とあり 中「前項」とあり 中「前項」とあり	化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。) 第十四条 保管事業者に オリ塩化ヒフュニル廃棄物(高濃度オリ塩
(新設)	(承継) (承継) (承継) (本継) (本継) (本継) (本継) (本継)	(新設)	(

	この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、
	限日まで)に廃棄されなかった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品
	3 処分期間内(前項に規定する所有事業者にあっては、特例処分期
	ニ その他環境省令で定める事項
	又は処分を他人に委託することが見込まれる日
	ハ 廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分し、
	の場所
	ル使用製品の種類及び数量並びに使用の場所及び廃棄後の保管
	ロ 処分期間内に廃棄することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニ
	氏名
	イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の
	都道府県知事に届け出たこと。
	することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、
	二次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当
	りと。
	までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実である
	一 廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を特例処分期限日
	ニル使用製品を廃棄しなければならない。
	にかかわらず、特例処分期限日までに、その高濃度ポリ塩化ビフェ
	2 次に掲げる要件のいずれにも該当する所有事業者は、前項の規定
	ニル使用製品を廃棄しなければならない。
(新設)	第十八条 所有事業者は、処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェ
	(ポリ塩化ビフェニル使用製品の規制等)
第三章	第三章 雑則
	73. V.
	77.70

雑則

4 所有事業者が、第二項第二号の規定による届出を行った保管事業者いては、第十条第三項第二号の規定による届出を行った保管事業者にときは、当該廃棄に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄したときは、当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し

第十九条 項中 塩化ビフェニル廃棄物」とあるのは する者 再生を含む。 塩化ビフ 有事業者」と、 ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実かつ適正な」と、 エニル使用製品」と、 一号」と 八条第 分の状況」 とあるのは 確実かつ適正な」 「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、 十六条、 同条第四項中 以 場 項 エ 第八条第 第十 所 保管及び処分の 下 中 = とあるの 第 ル 第二十四条中「保管事業者等」とあるのは とあるのは 保管事業者等」 保管事業者及びポリ塩化ビフ 使用製品につ 第二十四条並びに第二十五条の規定は、 「第十八条第一 条中 十六条第二項及び第三項を除 項、 「前項第二号」 とあるのは「確実な廃棄及び廃棄した高濃度 同条第二項中 は 「保管事業者」とあるのは 第九条、) 状況] 廃棄の見込み」 「所在の場所」 V) 項」 という。 て準用する。 とあるのは 第十条第二項及び第四 とあるの ٤ 「保管事業者」とあるの 「所有する高濃度ポリ塩化ビ 「処分」 کے کے _ は とあるのは エ この場合におい 「廃棄の見込み」と ニル 第九条中 第十条第一 き 「第十八条第二項 とあるのは 「所有事業者」と 廃棄物の処分 以下同じ。 「保管するポ 第十六条第 高濃度ポリ 項、 「所有事 項中 「保管及び 「所有事 第十一 は て 「廃棄 所 前 第 第

次条第 (主

項

において同じ。

と

「ポリ塩化ビフェニル

、廃棄物の保管又は処分」とあるの

第二十五条第

「保管する」とあるのは

所有

(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有するものに限る。

は

「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄」と、

(新設)

第十四条 都道府県知事は、事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄(指導及び助言)	(削る)
(新設) (新設) (新設) (ボリ塩化ビフェニル使用製品に係る措置)	(事業所管大臣等に対する要請) 「事業所管大臣等に対する要請) 「事業所管大臣等に対する要請) 「事業所管大臣等に対する要請) 「事業所管大臣等に対する要請) 「事業所管大臣等に対する要請) 「事業所管大臣等に対する要請)
新設	 一項中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者」と、「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の定めるところにまるものとする。 実計人号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の定めるところにはあるのとする。 おるものとする。 事物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。 東物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。

は処分に関し、必要な報告を求めることができる。度において、事業者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又第十七条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限(報告の徴収)	であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者に対し限度において、保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物第二十四条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な(報告の徴収)
(改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令) (改善命令)	(削る)
(新設)	う、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。 、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が推進されるよ知事、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者その他の関係者は第二十三条 環境大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、都道府県(関係者相互の連携及び協力)
資金の出えんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための第十五条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル製造者等に対し、ポリ塩(協力の要請)	るものとする。 推進するための資金の出えんその他の必要な協力を求めるよう努めに対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に第二十二条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者 (ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対する要請)
言をすることができる。物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助	

求めることができる。 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、 必要な報告 を

(立入検査等

第 関係者の事務所、 限度において、 ニル廃棄物若しくは高濃度ポリ塩化ビフ ニル廃棄物の保管又は処分に関し、 一十五条 ニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の 又は試験の用に供するのに必要な限度においてポリ塩化ビフェ 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な その職員に、 事業場その他の場所に立ち入り、 保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフ 帳簿書類その他の物件を検査さ ェニル廃棄物であることの ポリ塩化ビフェ

2 3

のある物を無償で収去させることができる。

(政令で定める市の長による事務の処理

第 一十六条

2 項 環境大臣に対して再審査請求をすることができる。 - の規定による処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、 (第十五条において読み替えて準用する場合を含む。 項の規定により同 項の 政令で定める市の長がした第十二 以下同じ。 一条第

3

3 項から第七項までの規定の例により、 号)第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは 基づいてした処分につき、地方自治法 された事務のうち第十二条第一項の規定による処分をする権限をそ た場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に 当該裁決に不服のある者は、 補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任し 第一項の政令で定める市の長が同項の規定によりその行うことと 同法第二百五十二条の十七の四第五 環境大臣に対して再々審査請 (昭和二十二年法律第六十七

(立入検査等)

第十八条 できる。 限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させることが に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、 度において、その職員に、 簿書類その他の物件を検査させ、 環境大臣又は都道府県知事は、 事業者等の事務所、 又は試験の用に供するのに必要な この法律の施行に必要な限 事業場その他の場所 帳

2 3

(政令で定める市の長による事務の処

第十九条

2 環境大臣に対して再審査請求をすることができる。項の規定による処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、 前項の規定により同項の政令で定める市の長がした第 六条第

項 基づいてした処分につき、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七 された事務のうち第十六条第一項の規定による処分をする権限をそ 号)第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは た場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に 第一 当該裁決に不服のある者は、 いから第七項までの規定の例により、 補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任し 項の政令で定める市の長が同項の規定によりその行うことと 同法第二百五十二条の十七の四第五 環境大臣に対して再々審査請

第三十二条(略)	第三十一条この世この	第三十条(略)	第二十九条第十二第二十九条第十九条第十二十九条第十二	第二十八条(略)	求をすることができる。 (環境大臣の事務執行) 第二十七条 第十二条第 りて読み替えて準用する。 第一項 (第十九条においま) の徴収又はその職員による環境であると認められ
	。 手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、環境省令で定める 三十一条		第一号法定受託事務とする。ととされている事務は、地方自治法第二条第九項第二十四条並びに第二十五条第一項の規定により条第一項及び第二項(第十五条において準用する		ででは、第十三条、第二十四条(第十九条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ、)又は第二十五条の場合を含む。以下同いて読み替えて準用する場合を含む。以下同いて読み替えて準用する場合を含む。以下同いで読み替えて準用する場合を含む。以下同いで読み替えて準用する場合を含む。以下同いで読み替えて準用する場合を含む。以下同いる場合を含む。以下同いる場合を含む。以下同じ、第十二条、第二十四条(第十九条においる場合に行うものとする。
第二十三条(略)	(新設)	第二十二条の二(略)	一号に規定する第一号法定受託事務とする。 道府県が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第第二十二条 第十六条、第十七条及び第十八条第一項の規定により都(事務の区分)	第二十一条 (略)	(緊急時における環境大臣の事務執行) (緊急時における環境大臣の必要があると認められる場合に行うものとするおよいことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをれないことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをれないことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをれないことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをがいる。

忌避した者 第十八条第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は二 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 た者	は忌避した者三年の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又三年二十五条第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又二年二十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出をした者含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
一 第十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし金に処する。	一 第十六条第二項(第十九条において読み替えて準用する場合を金に処する。
第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰	第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰
	出をする場合において虚偽の届出をした者
(新設)	三 第十条第三項第二号又は第十八条第二項第二号の規定による届
(棄物の保管の場所を変更した者 一 第八条第二項の規定に違反して 高濃度オリ塩化ヒンコニル原
	ン は虚偽の届出をした者 ・
	しくは第四項(第十九条におい
	十五条及び第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)
	おいて読み替えて準用する場合を含む。)又は第十条第二項(第
(新設)	一第八条第一項(第十五条において準用する場合及び第十九条に
者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	は五十万円以下の罰金に処する。
第二十五条 第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした	第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又
二 第十六条第一項の規定による命令に違反した者	(削る)
渡し、又は譲り受けた者	渡し、又は譲り受けた者
第十一条の規定に違反して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り(新設)	二 第十七条の規定に違反して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り 一 第十二条第一項の規定による命令に違反した者
しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若	第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若
第四章 罰則	第四章 罰則

(略)

(略) (略)	法律第九十四号)	法律(平成十三年	の一部を改正する	農業協同組合法等(略)	いる	十五号)。)の規定によ	成十三年法律第六十九条にお	る特別措置法 (平 四条及び第	処理の推進に関す において準	ル廃棄物の適正な一準用する場合を含む。	ポリ塩化ビフェニ 第十二条第	律第二十六号)	律(平成十三年法	定確保に関する法	高齢者の居住の安(略)	(略) (略)	法律	律における用語の意義及び	備考。この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、	別表第一 第一号法定受託事務	
						により都道府県が行うこととされて	いて読み替えて準用する場合を含む	四条及び第二十五条第一項(これらの規定を第	て準用する場合を含む。)並びに第二十	②合を含む。)及び第二項(第十五条	一項(第十五条において読み替えて						事務	律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	\義及び字句の意味は、上欄に掲げる法	3(第二条関係)	
(略)	法律第九十四号)	法律(平成十三年	の一部を改正する	農業協同組合法等							(新設)	律第二十六号)	律(平成十三年法	定確保に関する法	高齢者の居住の安	(略)	法律	律における用語	備考 この表の下欄	別表第一 第一号法	
(略)				(略)							(新設)				(略)	(略)	事務	品の意義及び字句の意味によるものとする。	『の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法	第一号法定受託事務(第二条関係)	